

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月

湯 前 町

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	．．．．．	P 2
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	．．．．．	P 5
第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	．．．．．	P 1 0
第 3	第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	．．．．．	P 1 4
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	．．．．．	P 1 5
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	．．．．．	P 1 6
第 6	その他	．．．．．	P 2 6

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 湯前町は熊本県南部に広がる人吉盆地の東端に位置し、その立地条件を活かして、水稻、施設園芸、畜産、葉たばこ等を組み合わせた複合経営が営まれている。しかし、近年の農産物の販売価格低迷、燃料、資材価格の高騰による農業所得の減少は農家の兼業化に拍車をかけ、後継者不足と農業者の高齢化が顕著となっており、その結果として生じる遊休農地の増加が、農業の置かれた厳しさを示している。

このような状況の中、「食料・農業・農村基本法」の基本理念である食料の安定供給という農業のもつ命題を果たすためには、効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの農業経営体が本町の相当部分を担う農業構造を確立することが必要である。

そのため本町では、農業が職業として魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の近代化の促進と意欲ある担い手への農地の集積を促進することで、農地を効率的に活用し生産性の向上を図ることが重要である。

そのためには意欲的な農業者に対しては、人・農地プラン（地域計画）に位置づけ、農地中間管理事業を行う公益財団法人熊本県農業公社を活用し、農地の集積・集約を促進されるよう利用権の設定等を進め、担い手農家の農業経営の規模拡大を推進する必要がある。

さらに、農業従事者の高齢化に対応し、農業生産の維持・拡大を図っていくためには、担い手の育成・確保が求められており、経営研修や先端技術の習得、後継者グループの育成、農業生産の法人化等を推進し魅力ある就業環境づくりを推進する。

また、近年は農作業の省力化や負担軽減につながるスマート農業技術が開発されており、営農状況に応じたスマート農業技術を積極的に推進する。

- 2 湯前町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、湯前町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において、農業所得が主たる従事者一人当たり概ね300万円以上、労働時間が従事者一人当たり2,000時間程度の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

- 3 湯前町は、将来の湯前町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。

まず、湯前町は、球磨地域農業協同組合、湯前町農業委員会、熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部農業普及・振興課等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、湯前町農業再生協議会において集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の湯前町農業再生協議会が主体となって経営分析・診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、施設型農業については、低コスト・高品質生産と調和を図りながら、機械化・省力化技術の導入、作業環境の改善、ピーク時期の作業の外部化などにより、労働時間の短縮、労働強度の軽減など、就業条件の改善を進めるとともに、経営管理の合理化や雇用労働をめぐる問題などへの適切な対処を行う。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部農業普及・振興課や球磨地域農業協同組合と連携を図りながら、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

土地利用型農業により発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、湯前町農業

委員会を核とし、農地の掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確にしつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組みよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、町内の農作業受託農家と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、熊本県南広域本部球磨地域振興局農林部農業普及・振興課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、土地利用型自立経営体の経営補完と兼業農家等の組織化を促進する上で、重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、単なる機械の共同利用にとどまらず、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては集落営農組織への発展を推進する。

特に、中山間地域である地区においては、農地の一体的管理を行う主体として当面、集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、湯前町の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

加えて、新たな地域農業の担い手の確保・育成の観点から、農業参入を希望する個人や法人については、湯前町農業委員会、球磨地域農業協同組合、幸野溝土地改良区及び湯前町農業再生協議会等の関係機関、関係団体と連携・協力して、情報提供・技術指導等を行うこととする。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがいの農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、湯前町農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、湯前町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 湯前町は、土地利用型農業において、生産コストの低減や効率的な土地利用を図るため、地域や集落での話し合い活動を進めながら、地域の実情に即した多様な生産組織の育成を関係機関一体となって推進する。集落営農が可能な地域においては集落ぐるみによる機械の共同利用や共同作業、農作業受託を行う組織を育成すると

もに、担い手の少ない集落や組織化の進まない地域においては、引き続き集落や集落を超えた地域を単位とした生産組織の育成を図る。また、組織の熟度に応じて特定農業団体制度を活用するなどして、協業化や法人化を促進し、経営力の強化を図る。

- 5 湯前町は、湯前町農業再生協議会において認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部農業普及・振興課の協力を受けて行う。

特に、規模拡大等農業経営の改善を図る地区に対しては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、同指導チームの下に日本政策金融公庫の指導を仰ぎつつ、球磨地域農業協同組合の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする地区においては、新規の高収益作物導入を図るため、同指導チームの下に、市場関係者や熊本県経済農業協同組合連合会園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稲と組み合わせる複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

- また、農産物の生産、加工、販売までの経営の多角化・複合化へ取り組む農家、組織への支援を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

湯前町の令和4年度の新規就農者は3人であり、直近の3年間は順調に推移しているが、従来からの基幹作物である水稲や施設園芸の産地として、生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、湯前町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農者の確保・定着目標や熊本県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、湯前町においては年間2人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で1経営体増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

湯前町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者一人当たり2000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者一人当たりの年間農業所得240万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた湯前町の取組

上記に掲げるように新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については湯前町農業委員会や公益財団法人熊本県農業公社による紹介、技術・経営面については熊本県県南広域本部球磨地域振興局農業普及・振興課や球磨地域農業協同組合、湯前町農業公社等が重点的な指導・相談を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に湯前町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、湯前町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(1) 類型設定の基準

① 個別経営体

ア 家族経営体

農業経営の現状と他産業の所得や労働時間を踏まえ、将来目標とすべきモデル的な家族経営の経営パターンです。

(ア) 自家労力 1経営体当たり経営者を含めて従事者2～3人

(イ) 雇用労働力 ゆとりある経営を実現するために雇用を積極的に導入

イ 法人経営

家族経営の目標とすべき経営水準に達した経営体の次のステップとして規模拡大や経営の高度化による法人化の経営パターンです。

② 協業経営体

複数の世帯が共同で出資し、生産から生産物の販売、収支決算、収益の分配に至るまでの経営を協業で行うモデル的な経営パターンです。

なお、組織運営体制が整った組織については、法人化や大規模法人化の経営を目指すこととします。

1 個別経営体
 [家族経営]
 (農業経営の指標の例)

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
イチゴ + 水稲	<作付面積等> イチゴ = 25 a (高設 25 a) 水稲 = 70 a <経営面積> 100 a	省力化技術導入による高品質生産 ・省力育苗システムの導入 ・出荷規格の適性化 ・高設栽培の導入による生産性向上と軽作業化 <資本装備> 連棟ハウス、自動開閉装置、自動灌水施設、予冷库、温風暖房機、動力噴霧機、高設栽培施設、電照施設	・簿記記帳の活用による経営の自己分析 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機器(パソコン)の導入 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結 ・給料制、休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
春夏メ ロン+ 秋冬メ ロン+ 水稲	<作付面積等> 水稲 150 a 春夏メロン 60 a 秋冬メロン 60 a <経営面積> 210 a	適正栽培管理による高品質生産 ・気象災害に強い対候性ハウスの導入 ・適正保温管理による生育促進 ・土壌病害虫の徹底防除 <資本装備> 連棟ハウス(耐候性)、自動開閉装置、無人防除機、自動灌水施設、自動開閉二層カーテン、温風暖房機		

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
イチゴ + ブドウ	<p>〈作付面積等〉 イチゴ 20a (高設 20a) ブドウ 100a</p> <p>〈経営面積〉 120a うちブドウ100a</p>	<p>イチゴとブドウの複合による、高度集約経営</p> <p>省力化技術導入による高品質生産</p> <p>〈資本装備〉 連棟ハウス、自動開閉装置、自動灌水施設、予冷库、温風暖房機、動力噴霧機、煙霧機高設栽培施設、送風機</p> <p>ブドウ 灌水施設 トンネルハウス 自動式スピートスプレー トレンチャー ハンマーナイフロー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳の活用による経営の自己分析 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機器(パソコン)の導入 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・給料制、休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
施設キク + 水稻	<p>〈作付面積等〉 施設キク 40a 2度切り 20a 2月出し 20a 水稻 150a</p> <p>〈経営面積〉 200a</p>	<p>適正栽培管理による高品質生産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象災害に強い耐候性ハウスの導入 ・育苗コストの低減と良質苗の安定確保 ・直挿し技術の導入 ・優良品種の選定導入 ・暗渠排水、深耕及び客土等による土壌改良 ・土壌水分管理の徹底(自動灌水施設の設置) <p>〈資本装備〉 連棟ハウス 環境複合制御装置(温度、湿度等の自動制御)電照、自動灌水施設、温風暖房機、無人防除機</p>		

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
酪農 (ヘルパ ー型)	<p>〈飼養頭数〉 経産牛 50頭</p> <p>〈経営面積〉 飼料用地 1000 a</p>	<p>省力型施設・機械による 効率的な大規模経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリーバ^ン、パ^ラー方式に よる省力化 ・コン^トラ^クター利用による自給 飼料生産 ・ヘル^パー利用による定休日 確保 <p>〈資本装備〉 フリーバ^ン式畜舎、ミ ル^キングパ^ラー、ロー ル^ベラー、ラッ^ピング マ^シーン、堆肥舎、コン パ^クトベ^ラー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳の活 用による経営 の自己分析 ・経営管理の合 理化を図るた め情報処理機 器（パソコン） の導入 ・青色申告の実 施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定 の締結 ・給料制、休日 制の導入 ・労働環境の快 適化のための 農作業環境の 改善 ・農繁期の臨時 雇用の確保 ・ヘル^パー制度 の活用による 休日の確保
水稲＋ 繁殖牛	<p>〈飼養頭数〉 繁殖牛 40頭 水稲 150 a</p> <p>〈経営面積〉 田 350 a 畑 200 a</p>	<p>機械化体系による大規模 複合経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自給飼料を主体とした 給与体系 ・稲作農家との連携によ る堆肥と稲わらの交換 <p>〈資本装備〉 繁殖牛 群飼連動スタン^チョ ン 方 式 自給飼料生産機 械一式 水 稲 トラ^クター、田植機、 コン^バイン</p> <p>〈施設〉 畜舎、堆肥舎</p>		

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の様態等
葉たばこ ＋水稻	<p>〈作付面積等〉 葉たばこ 200 a 水稻 150 a 飼料用稲 200 a</p> <p>〈経営面積〉 350 a</p>	<p>機械化体系による大規模経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高架型作業機による作業の効率化 ・共同乾燥施設利用 ・わき芽抑制剤の適正使用 <p>〈資本装備〉 トラクター、コンバイン、田植機、高架型作業機、葉たばこ乾燥施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳の活用による経営の自己分析 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機器(パソコン)の導入 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・給料制、休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保

[法人経営]
(農業経営の指標の例)

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の様態等
水稻＋ 麦＋大 豆	<p>〈作付面積等〉 水稻 1,800 a 大豆 1,000 a 麦 1,500 a 作業受託 延べ 15ha</p> <p>〈経営面積〉 3,000 a</p>	<p>機械化一貫体系による農 作業受託複合経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作業受託による機械の効率的利用 ・良食味品種の導入 ・ほ場の汎用化と農地の集積 ・耕畜連携による土づくり <p>〈資本装備〉 田植機(5条) 自脱型コンバイン(3条) 麦・大豆播種機 汎用コンバイン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳の活用による経営の自己分析 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機器(パソコン)の導入 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労災保険の加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入

2 協業経営体

[協業経営]

(農業経営の指標の例)

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
水稲＋ 麦＋大 豆	<作付面積等> 水稲 1,800 a 大豆 1,200 a 麦 3,000 a <経営面積> 3,000 a	機械化一貫体系による農 作業受託複合経営 ・農作業受託による機械の 効率的利用 ・良食味品種の導入 ・ほ場の汎用化と農地の集 積 ・耕畜連携による土づくり <資本装備> 田植機(5条) 自脱型コンバイン(3条) 麦・大豆播種機 汎用コンバイン	・簿記記帳の活 用による経営 の自己分析 ・経営管理の合 理化を図るた め情報処理機 器(パソコン) の導入 ・経営の体質強 化のための自 己資本の充実	・休日制の導入 ・労災保険の加 入 ・社会保険への 加入 ・労働環境の快 適化のための 農作業環境の 改善 ・雇用労働力の 導入

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として現に湯前町及び周辺町村で展開している優良事例を踏まえつつ、湯前町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(農業経営の指標の例)

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の様態等
イチゴ + 水稲	<p>〈作付面積等〉 イチゴ = 15 a 水稲 = 50 a</p> <p>〈経営面積〉 65 a</p>	<p>省力化技術導入による高品質生産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省力育苗システムの導入 ・出荷規格の適性化 <p>〈資本装備〉 連棟ハウス、自動開閉装置、自動灌水施設、予冷库、温風暖房機、動力噴霧機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳の活用による経営の自己分析 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機器(パソコン)の導入 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
春夏メ ロン+ キュウ リ+ 水稲	<p>〈作付面積等〉 水稲 80 a 春夏メロン 30 a キュウリ 30 a</p> <p>〈経営面積〉 110 a</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適正栽培管理による高品質生産 ・適正保温管理による生育促進 ・土壌病害虫の徹底防除 <p>〈資本装備〉 連棟ハウス、自動開閉装置、自動開閉二層カーテン、温風暖房機</p>		

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
イチゴ + ブドウ	<p>〈作付面積等〉 イチゴ 10a ブドウ 50a</p> <p>〈経営面積〉 60a</p>	<p>イチゴとブドウの複合による、高度集約経営</p> <p>省力化技術導入による高品質生産</p> <p>〈資本装備〉 連棟ハウス、自動開閉装置、自動灌水施設、予冷库、温風暖房機、動力噴霧機、煙霧機高設栽培施設、送風機</p> <p>ブドウ 灌水施設 トンネルハウス 自動式スピートスプレー トレンチャー ハンマーナイフロー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳の活用による経営の自己分析 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機器（パソコン）の導入 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
施設キク + 水稻	<p>〈作付面積等〉 施設キク 20a 水稻 100a</p> <p>〈経営面積〉 120a</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適正栽培管理による高品質生産 ・育苗コストの低減と良質苗の安定確保 ・直挿し技術の導入 ・優良品種の選定導入 ・暗渠排水、深耕及び客土等による土壌改良 ・土壌水分管理の徹底（自動灌水施設の設置） <p>〈資本装備〉 連棟ハウス、自動灌水施設、温風暖房機、動力噴霧機、選花機</p>		

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
水稲＋ 繁殖牛	〈飼養頭数〉 繁殖牛 20頭 水稲 100 a 〈経営面積〉 田 200 a 畑 100 a	機械化体系による大規模 複合経営 ・自給飼料を主体とした 給与体系 ・稲作農家との連携によ る堆肥と稲わらの交換 〈資本装備〉 繁殖牛 群飼連動スタンション 方式 水稲 トラクター、田植機、 コンバイン 〈施設〉 畜舎、堆肥舎	・簿記記帳の活用 による経営の自 己分析 ・経営管理の合理 化を図るため情 報処理機器(パン コン)の導入 ・青色申告の 実施	・労働環境の快 適化のための農 作業環境の改善 ・農繁期の臨時 雇用の確保
水稲＋ 葉たばこ	〈作付面積等〉 葉たばこ 80 a 水稲 60 a 飼料用稲 80 a 〈経営面積〉 140 a	機械化体系による大規模経 営 ・高架型作業機による作業の 効率化 ・共同乾燥施設利用 ・わき芽抑制剤の適正使用 〈資本装備〉 トラクター、コンバイン、田植機、 高架型作業機、葉たばこ乾燥 施設		

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町農業が持続的に発展していくためには、特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産し、魅力ある農村を維持していくことが重要である。このため、生産性と収益性が高く、持続的で発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や家族経営などの多様な経営体を幅広く確保し育成していく必要がある。

そこで、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、熊本県農業経営・就農支援センター、熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部農業普及・振興課、球磨地域農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善やヘルパー制度の活用促進等に取り組む。

加えて、本町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施等の支援を行う。

2 湯前町が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部農業普及・振興課や球磨地域農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の案内や実施、必要となる農用地等あっせん、資金調達のサポートを行う。

また、本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部農業普及・振興課、湯前町農業委員会、球磨地域農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の案内や実施、農用地等のあっせん、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

①一般社団法人熊本県農業会議、公益財団法人熊本県農業公社、湯前町農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

②熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部農業普及・振興課、球磨地域農業協同組合は、営農技術や経営ノウハウの習得に向けた指導・助言等を行う。

③個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、湯前町農業再生協議会及び球磨地域農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部農業普及・振興課及び熊本県農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、球磨地域農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町内において後継者がいない場合は、熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部農業普及・振興課及びくまもと農業経営継承支援センター等の関係機関へ情報提供する。

さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう熊本県農業経営・就農支援センター、公益財団法人熊本県農業公社、湯前町農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
面積のシェア65% なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める。	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は令和11年度（2029年度）とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現況

湯前町は、水稻を基幹に施設園芸、畜産、葉たばこ等を組み合わせた複合経営農家が主体となっている。認定農業者を中心とした担い手への農地集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化に支障を来している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

湯前町では、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、更なる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

また、集落営農組織の組織力の強化を図り、集落単位で将来に向けた話し合いを行い、地域全体で農地の保全・活用する方法を検討するなど、集落ぐるみの営農活動の構築が必要である。

(3) 地域計画の実現に向けた取組方針及び関係機関・団体との連携等

湯前町が策定する地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整等を行い、湯前町、湯前町農業委員会、熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部農業普及・振興課、球磨地域農業協同組合、公益財団法人熊本県農業公社、幸野溝土地改良区等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図る。加えて、中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、新規就農の促進に加えて、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体による農用地の有効利用等を図る。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

湯前町は、熊本県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、湯前町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

湯前町は、農業経営基盤強化促進に関する事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事業
- ⑦ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦部の水田地域においては、ほ場整備が完了していることから、より高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。

また、水田の汎用化に伴い、施設園芸を積極的に推進するとともに、既存施設についても各種補助事業や制度資金を活用し、施設の団地化や施設の高度化を図るよう努める。

イ 中山間地域の地区においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化することによって、耕作放棄地の解消に努める。

さらに、湯前町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の設置の方法として、協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻等の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、町旬報や町ホームページへ

の掲載等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

また、参加者については、農業者、湯前町、湯前町農業委員、湯前町農地利用最適化推進委員、球磨地域農業協同組合、公益財団法人熊本県農業公社の農地相談員、幸野溝土地改良区、熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部農業普及・振興課、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。なお、協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を湯前町農林振興課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

なお、地域計画の策定に当たっては、熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部農業普及・振興課、湯前町農業委員会、公益財団法人熊本県農業公社、球磨地域農業協同組合、幸野溝土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧法」という。）第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件の全て（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件の全て）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、アに掲げる要件）の全てを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、法第7条に規定する特例事業及び農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 農地所有適格法人以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件の全てを備えるものとする。
 - ア 耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む）の全てを効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うと認められること。
 - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地の全てについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

- ① 湯前町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から旧法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。改正 令和4年4月1日付け3経営第3217号。以下「旧基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 湯前町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。

- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 湯前町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、遅滞なく、農用地利用集積計画を定める。
- ② 湯前町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 湯前町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、湯前町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 湯前町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②、③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 湯前町は、(5)の①の規定による湯前町農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 湯前町は、(5)の②、③の規定による農用地利用改善団体、球磨地域農業協同組合、幸野溝土地改良区又は公益財団法人熊本県農業公社からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、湯前町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 湯前町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が農地所有適格法人以外の法人等である場合には、次に掲げる事項
 - ア 貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には賃借を解除する旨の条件
 - イ その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について、毎年、湯前町農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
 - （ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - （イ）原状回復の費用の負担者
 - （ウ）原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
 - （エ）賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及びその支払の方法その他所有権の移転に係る法律関係酪農
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（８）同意

湯前町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

（９）公告

湯前町は、湯前町農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を湯前町の掲示板への掲示により公告する。

（１０）公告の効果

湯前町が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

（１１）利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

（１２）紛争の処理

湯前町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、

借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 湯前町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
 - ア その者がその農用地において行う耕作又は養蓄の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 湯前町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、湯前町農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。
 - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農業生産法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。
 - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 湯前町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を湯前町の広報に記載することその他所定の手段により公告する。
- ④ 湯前町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借又は使用貸借が解除されたものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

湯前町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1~数集落)とするものとする。

なお、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合など、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合に当たっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)参考様式第6-1号の認定申請書を湯前町に提出して、農用地利用規程について湯前町の認定を受けることができる。
- ② 湯前町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 湯前町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を湯前町の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となること)が確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規程により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 湯前町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが确实であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 湯前町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 湯前町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部農業普及・振興課、湯前町農業委員会、球磨地域農業協同組合、公益財団法人熊本県農業公社等の指導、助言を求めてきたときは、湯前町農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 湯前町・球磨地域農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

湯前町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 球磨地域農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 球磨地域農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

球磨地域農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるものとする。また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業の受託を行う農業者の組織の推進、共同利用機械施設の整備など、農作業受委託の促進に係る環境整備に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

湯前町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

なお、研修等を通じて得られた人材については、法第12条の農業経営改善計画の認定制度を積極的に活用することとし、その際、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者はもちろん、新たに農業経営を開始する場合で、その意欲・能力から将来経営発展が見込まれる者に対しても、制度の周知を図り、農業経営改善計画の作成に関する適切な助言・支援を行うこととする。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 公益財団法人熊本県農業公社が行う特例事業の実施の促進に関する事項

① 湯前町は県下一円を区域として特例事業を行う公益財団法人熊本県農業公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって公益財団法人熊本県農業公社が行う事業の実施の促進を図る。

② 湯前町、湯前町農業委員会、球磨地域農業協同組合は公益財団法人熊本県農業公社が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、公益財団法人熊本県農業公社に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

湯前町は、1から6に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 農業生産条件の整備

湯前町は、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の利用を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 農業農村の活性化

湯前町は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 地域水田収益力強化ビジョンの実現への積極的な取組

湯前町は、地域水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通じた望ましい経営の育成を図ることとし、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて、農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等、望ましい経営の育成に努める。

エ その他の施策の推進

湯前町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(3) 推進体制等

① 事業推進体制等

湯前町は、湯前町農業委員会、熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部農業

普及・振興課、球磨地域農業協同組合、幸野溝土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方法について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及び農用地利用の集積を強力に推進する。

② 湯前町農業委員会等の協力

湯前町農業委員会、球磨地域農業協同組合、幸野溝土地改良区及び公益財団法人熊本県農業公社等は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、湯前町農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、湯前町は、このような協力の推進に配慮する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

熊本県新規就農支援センターや湯前町農業再生協議会、熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部農業普及・振興課、球磨地域農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報(研修、空き屋に関する情報等)の提供を行う。

また、町内の農業法人や先進農家、湯前町農業公社等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入を行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるような教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

湯前町が主体となって熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部農業普及・振興課や球磨地域農業協同組合、湯前町農業委員会、指導農業士等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に数回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プラン(地域計画)の作成・見直しのお話を通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために優良農家や各作物生産部会員との交流を積極的に行うよう働きかけ、地域の担い手としての信頼関係を構築し、地域ぐるみでのサポートを推進する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、関係機関の関連した経営に必要な各種研修会や交流会の機会を提供することなどにより、きめ細かな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プラン(地域計画)との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、強い農業・担い

手づくり総合支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、湯前町農林振興課、技術や経営ノウハウについての習得は球磨地域農業協同組合、就農後の営農指導等フォローアップについては熊本県南広域本部球磨地域振興局農林部農業普及・振興課、球磨地域農業協同組合、認定農業者、湯前町農業公社、指導農業士等、農地の確保については湯前町農業委員会、公益財団法人熊本県農業公社など各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成14年4月 1日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成18年8月30日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成22年6月 8日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成23年9月 9日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成26年9月26日から施行する。
- 6 この基本構想は、令和 4年3月10日から施行する。
- 7 この基本構想は、令和 5年9月12日から施行する。

別紙 1 (第 5 の 2 (1) ⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 2 条の 2 第 3 号規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・旧法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 7 号若しくは第 8 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙 2 (第 5 の 2 (2) 関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年・6年・10年 (農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる一定の期間)とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の栽培期間からみて相当でない認められる場合にあってはこの限りでない。 なお、特定法人貸付事業による場合は、第6の3の(1)によるものとする。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (又は移転) される利用権の当事者が当該利用権の存続期間 (又は残存期間) の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に批准して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定められた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき湯前町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に批准して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。</p>	I の③に同じ。	I の④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
I の①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	I の③に同じ。この場合においてI の③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に批准して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。